

1. はじめに

(1) 趣旨・目的

社会経済状況の変化、少子化の進展、超高齢社会の到来などを踏まえ、令和5（2023）年4月に交野市都市計画マスタープラン（以下、都市計画マスタープランという。）の改訂を行いました。

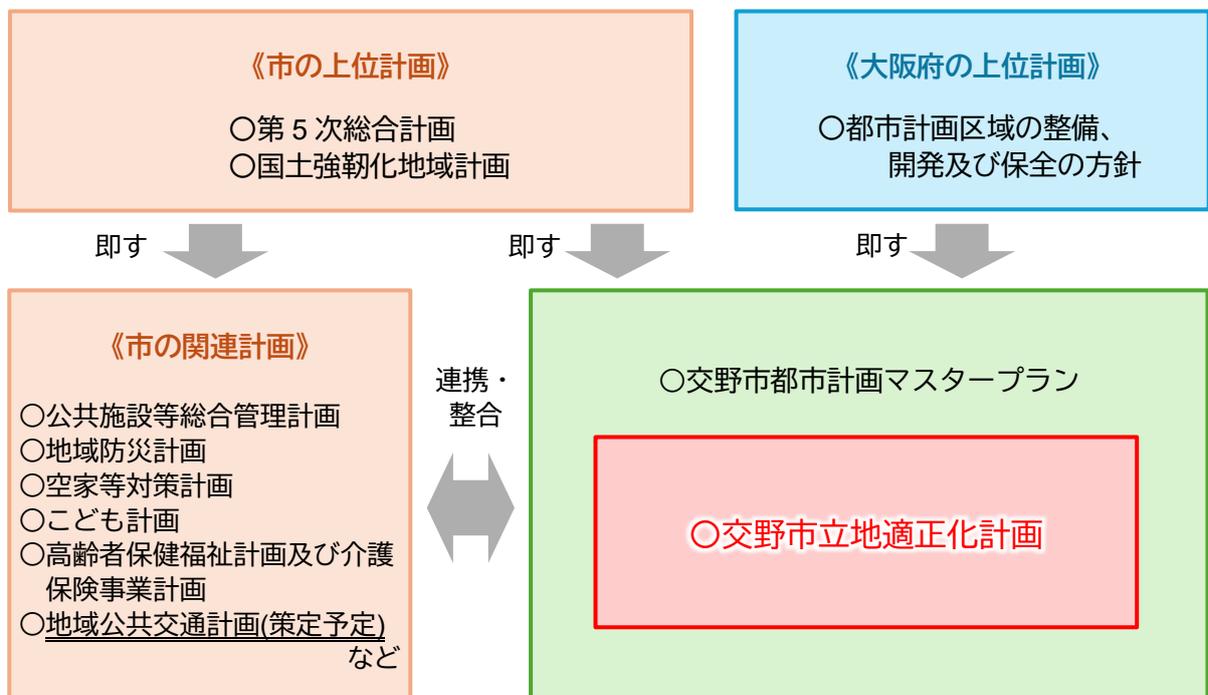
都市計画マスタープランでは、「“活”かすまち かたの」を都市づくりの基本的な考え方として掲げ、持続的な都市づくりを展開しているところです。

一方、我が国では、将来にわたって安定した生活サービスを提供し続けるために、都市の拠点となる地域を中心に一定の人口密度に支えられたエリアを設定し、そのエリアへの居住や都市機能の集積を図るとともに、生活サービスを提供する施設へのアクセスのしやすさを確保する都市全体の構造をつくる、いわゆる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す「立地適正化計画」制度が創設されました。

本市においても、都市計画マスタープランの考え方を踏襲しつつ、都市の持続性をさらに高めていくために、より実効性を兼ね備えた計画である「立地適正化計画」の策定を行うこととしました。

(2) 位置づけ

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけるとともに、本市の最上位計画である第5次総合計画との整合を図りつつ、各種関連計画や施策と連携しながら、持続可能な都市づくりの実現を目指すものです。



交野市立地適正化計画の位置づけ

(3) 計画期間

本計画は、将来的に都市計画マスタープランとの統合を見据えることから、都市計画マスタープランの目標年次にあわせて令和 8（2026）年度から令和 14（2032）年度を計画期間とします。

(4) 対象区域

本計画の対象区域は、市域全体（都市計画区域）とします。

参考：立地適正化計画とは

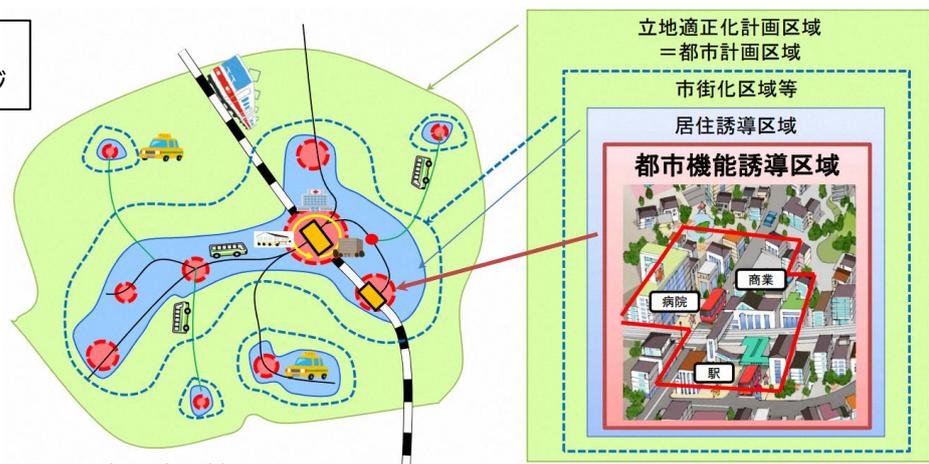
〈立地適正化計画の概要〉

- 都市機能増進施設の立地を誘導するエリアを設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に集約することで生活サービスの効率的な提供を可能とする。
- 居住を誘導し、人口密度を維持するエリアを設定し、人口減少下においても一定のエリアで人口密度を維持することで生活サービスや地域コミュニティの維持を可能とする。
- 暮らしを支える公共交通網を設定し、居住を誘導するエリアから各種サービスを提供するエリアへのアクセスを可能とする。

〈立地適正化計画の主な記載事項〉

- 基本的な方針：住宅及び誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域：人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域
- 都市機能誘導区域：医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
- 誘導施設：都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設。医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、教育施設、商業施設、行政施設等
- 誘導施設を誘導する施策方針：都市機能誘導区域ごとに、誘導施設を誘導するための市町村の施策
- 防災指針：立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるもの

立地適正化計画の
誘導区域のイメージ



出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）